

第 15 回天草地域医療構想調整会議

傍聴の際の留意事項

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、傍聴希望者名簿に氏名・住所を記入し、事務局の指示に従って入室してください。
- (2) 傍聴の受付は原則として先着順に行い、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴するにあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により、賛成または反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会場内では飲食はできません。
- (3) 会場内では写真撮影、録画、録音等はありません。(ただし、会長が認めた場合はその限りではありません。)
- (4) その他、会議の秩序を乱す、議事を妨害するといったことはできません。

3 会場の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。ご不明な点は係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、会長が注意することとし、なお従われない場合は、退場していただく場合があります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合、または緊急に公開になじまない事項を審議する必要性が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。